

福島県土砂災害警戒情報の暫定基準の廃止について

平成25年9月20日に発生した福島県浜通りを震源とする地震により、震度5強を観測した福島県いわき市では、地盤が脆弱になり雨による土砂災害の危険性が通常より高まったと考えられるため、福島県と福島地方気象台は、土砂災害警戒情報の発表基準について通常の8割に引き下げた暫定基準で運用してきました。

土砂災害警戒情報の暫定基準は、地震発生後の土砂災害発生状況と降雨の状況並びに土砂災害危険箇所の点検結果等を勘案して、適切な見直しを行うこととしております。

今般、福島県と福島地方気象台が共同して、土砂災害発生状況、降雨の状況及び土砂災害危険箇所の点検結果をもとに検討した結果、下記のとおり土砂災害警戒情報の暫定基準を廃止し、通常基準に戻すこととしますのでお知らせします。

記

- 1 暫定基準廃止日時
平成26年12月17日13時
- 2 暫定基準を廃止して通常基準とする市町村
いわき市

これにより、暫定基準で運用している福島県内の市町村はなくなります。

本件に関する問い合わせ先 福島県土木部砂防課 鍋野 (電話 024-521-7491)
福島地方気象台 上澤 (電話 024-534-0321)